

令和7年度トータルライフサポート事業実施要項

公立学校共済組合青森支部

1 目的

公立学校共済組合が株式会社ベネフィット・ワンに業務委託している福利厚生関連サービス「ベネフィット・ステーション」に、公立学校共済組合青森支部（以下「支部」という。）が加入し、トータルライフサポート事業として実施するものである。

2 サービスの内容

株式会社ベネフィット・ワンが提供している福利厚生関連サービス「ベネフィット・ステーション」のうち契約プラン名フルパッケージプランとして提供されるサービス（以下「会員サービス」という。）

3 会員サービス利用対象者

組合員（任意継続組合員は含まない。）とその配偶者及び各々の2親等以内の親族

4 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 加入手続き等

加入及び退会の手続きは、支部が行う。

6 その他

組合員資格喪失と同時に「ベネフィット・ステーション」も退会となるため、送付済みの会員証は各自で処分すること。

7 経費負担

会員サービス等に係る経費については、支部が負担する。